

## 1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）の施行に伴うストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

令和3年7月2日（金）から令和3年7月31日（土）まで（30日間）

## 3 政令案等の概要

### (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

位置情報無承諾取得等の規制に係る位置情報記録・送信装置、位置情報の取得方法等については、政令で規定することとされているところ、次のように定めるもの。

- 位置情報記録・送信装置について、衛星測位の技術を用いて得られる位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置（GPS機器等）とする
- 位置情報の取得方法について、GPS機器等の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を閲覧する方法等とする
- 相手方の移動に伴いGPS機器等を移動し得る状態にする行為について、相手方の所持する物にGPS機器等を差し入れる行為等とする

### (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案

禁止命令等については、書類を送達して行うこととされているところ、送達すべき書類、その具体的な送達方法等について定めるもの。

## 4 施行期日

令和3年8月26日（木）

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について	令和3年7月1日 刑 事 局
<p><b>1 概要</b></p> <p>平成30年7月に公布された特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）及び平成31年3月に公布された特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号。以下「IR整備令」という。）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）の改正を行うもの。</p> <p><b>2 改正案の主な内容</b></p> <p>(1) カジノに係る特定取引の一部を住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引として規定（第8条第1項第1号）</p> <p>IR整備令の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）においてカジノに係る特定取引が規定され、取引時確認が必要となるところ、当該カジノに係る特定取引のうち、本邦内に住居を有しない一定の外国人について、住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引を規定するもの。</p> <p>(2) 船舶観光上陸許可書を本人確認書類に追加（第6条第1項第2号並びに第7条第1項第1号及び第3号）</p> <p>船舶観光上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人が携帯を義務付けられている船舶観光上陸許可書を本人確認書類に追加するもの。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他所要の規定の整備を行うもの。</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果</b></p> <p>改正案について、令和3年4月16日から同年5月15日までの間、意見公募手続を実施したところ、当該改正案についての意見は寄せられなかった。</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>IR整備法の施行の日</p>		